

## 個室短期入所ご利用料金表(1日あたり) 在宅超強化型

(1日/1回あたりの単位)

算定項目/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費※	819	893	958	1017	1074
夜勤職員配置加算	24	24	24	24	24
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ※	51	51	51	51	51
サービス提供体制加算Ⅰ1	22	22	22	22	22
合計単位	916	990	1055	1114	1171
地域加算(×10.54円)	9654	10434	11119	11741	12342
利用者ご負担額	2897円	3131円	3336円	3523円	3703円
食費[朝食]※2	540円	540円	540円	540円	540円
食費[昼食・おやつ]※2	694円	694円	694円	694円	694円
食費[夕食]※2	602円	602円	602円	602円	602円
居住費※2	1885円	1885円	1885円	1885円	1885円
合計ご利用料	6618円	6852円	7057円	7244円	7424円
日用用品費※1	62円/日				
嗜好品費※1	123円/日				

### 特別室料(税込)

特別室A	4400円/日	特別室B	3300円/日
------	---------	------	---------

※ 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値による

※1 ご利用者及びご家族が選択された場合

※2 第1～3段階の方は、補足給付が受けられます

### その他加算によるご負担料金

送迎加算	582円/片道	認知症緊急対応加算※10	633円/日
個別リハ実施加算※3	759円/回	総合医学管理加算※11	870円/日
療養食加算※4	26円/回	口腔連携強化加算※12	159円/回
若年性認知症受入加算1※5	380円/日	生産性向上推進体制加算Ⅰ)※13	317円/月
重度療養管理加算※6	380円/日	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)※14	32円/月
緊急短期入所受入加算※7	285円/日	処遇改善加算Ⅰ※15	令和6年5月まで
緊急時治療管理※8	1638円/日	特定処遇改善加算Ⅰ※16	令和6年5月まで
特定治療※9	診療点数×10円	介護職員等ベースアップ等支援加算※17	令和6年5月まで
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ※18	令和6年6月から

※3 医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合

※4 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき

※5 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること

※6 要介護4・5であって、別に厚生労働大臣が定める状態である利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合

※7 介護支援専門員が、短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合。利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度。

※8 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処

等を行ったとき

- ※9 規定のリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合
- ※10 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用ことが適当であると判断された場合
- ※11 治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算
- ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること
  - ・診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること
  - ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと
- ※12 事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り所定単位数を加算する。  
事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。
- ※13 以下の全て満たすこと
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
  - ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
  - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
  - ・上記データにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。
  - ・見守り機器等のテクノロジーを複数台導入していること
  - ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。
  - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
- ※14 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
  - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行うこと
- ※15 所定単位数の39/1000加算。区分支給限度基準額の算定対象から除外する。
- ※16 所定単位数の21/1000加算。区分支給限度基準額の算定対象から除外する。
- ※17 所定単位数の8/1000加算。区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

## その他(税込)

2人室(税別)	2200円/日
文書料(詳細は別紙)	2200円~/枚
理美容代※18	2000円/回

※18 ご利用者及びご家族のご希望により行った場合



の開催や

の開催や